

第23期第3回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和7年12月2日（火） 13：30～15：00

II 場 所：福島県水産資源研究所 3階大会議室
(相馬市光陽一丁目1-14)

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）（諮問・答申）

議案第2号 ひらめ採捕制限に関する委員会指示について

議案第3号 すくい網漁業に関する委員会指示について

議案第4号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

(2) 報告事項

ア 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について

イ 太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について

- 6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員（15名）

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員

狩野 一男 委員 平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員

久田 要一 委員 森田 政利 委員 吉田 康男 委員

渡邊 登 委員 鈴木 由美子 委員 宮崎 奈穂 委員

渡邊 千夏子 委員 (WEB参加) 氏居 俊夫 委員
宮下 朋子 委員 (WEB参加)

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長 (併) 海区事務局長	平田 豊彦
水産課主査	平川 直人
水産課主査	寺本 航
水産課技師	御代 侑希
水産事務所長	佐久間 徹
水産事務所主任主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	山廻邊 昭文
水産資源研究所長	後藤 勝彌
海区事務局 主幹兼次長 (総務担当)	菅野 学
〃 次長 (業務担当)	佐藤 太津真
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	渡部 もも
〃 主事	佐藤 琴美
〃 主事	新妻 樹

1 開会（13:30～）	
事務局（佐藤次長）	定刻となりましたので、これより第23期第3回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局（佐藤次長）	はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。
今野会長	みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中、第23期第3回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 さて、本日は議案4題、報告事項2題を予定しております。十分に御協議いただくことをお願いしまして、私からの挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。
3 出席状況報告	
事務局（佐藤次長）	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は委員15名中、13名は会場に御出席をいただいております。渡邊千夏子委員、宮下委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって、出席委員数は15名全員出席であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。
4 議事録署名人選出	
事務局（佐藤次長）	議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では会長、よろしく申し上げます。
今野会長	それでは、議事録署名人には久田委員、森田委員を指名いたします。両委員には、よろしく申し上げます。
両委員	（「はい」との声あり）
5 議題	
事務局（佐藤次長）	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしく申し上げます。
（1）議案	
議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）（諮問・答申）	

議 長	<p>議案第 1 号「特定水産資源の漁獲可能量の配分について（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>議案第 1 号「特定水産資源の漁獲可能量の配分について（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）」を御説明いたします。</p> <p>資料 4 ページをお開きください。</p> <p>令和 7 年 1 1 月 1 3 日付け 7 生流第 3 1 8 8 号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議よろしく願いいたします。</p>
平川主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>議案第 1 号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料 5 ページを御覧ください。</p> <p>まず、資料の訂正が 1 箇所あります。</p> <p>1 の「概要」の 4 行目に「令和 7 管理年度の知事管理分の漁獲可能量」とありますが、正しくは「令和 8 管理年度の知事管理分の漁獲可能量」ですので、訂正します。</p> <p>改めまして、1 の「概要」について説明します。</p> <p>今回の諮問は、特定水産資源のうちまあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群について、福島県資源管理方針に即して、令和 8 管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するものです。</p> <p>3 の「策定必要性」ですが、令和 8 管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分量が農林水産大臣から知事に通知されました。</p> <p>これを受け、知事は、知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料 7 ページをお開きください。</p> <p>令和 8 管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和 7 年 1 1 月 7 日付けで農林水産大臣から知事に発出された通知の写しです。</p> <p>資料中ほどの「記」以下の表に、農林水産大臣が定めた、本県の令和 8 管理年度の都道府県別漁獲可能量が示されています。</p>

まあじ及びまいわし太平洋系群については、表の左から2列目に記載のとおり「現行水準」と定められました。

表の一番右の目安数量は、まあじにつきましては「50トン未満」、まいわし太平洋系群につきましては「100トン未満」と示されています。

この目安数量については、当初、水産庁の事前の意見照会において、直近3か年の漁獲実績に基づいた目安数量が示されていましたが、それに対し本県より、震災前3か年の漁獲実績に基づいた算出をするよう要望し、本県の意見が反映されたものです。

なお、昨年と同数の目安数量が示されています。

次に、かたくちいわし太平洋系群について説明します。

かたくちいわし太平洋系群については、令和7管理年度からステップアップ管理の「ステップ1」として管理が開始されているところですが、令和8管理年度においても、引き続き「ステップ1」として管理されます。

ここで、ステップアップ管理の概要について説明いたします。
資料8ページを御覧ください。

これは、水産庁が公表しているTAC管理のステップアップの考え方を示す表です。

かたくちいわし太平洋系群については、令和7管理年度に一番下の段である「ステップ1」の1年目を行ったところです。

ここで「一定の取組が進んでいる」と判断された資源については、下から2番目の「ステップ2」に進むこととなっています。

かたくちいわし太平洋系群については、水産庁において、一定の取組として、資源量が急激に増加して来遊が多かった場合などの対策を検討し、その結論を得た上で「ステップ2」に進むという方針を定めていました。

しかしながら、その取り組みについて検討が十分でなく「一定の取組が進んでいる」と判断されなかったことから、来年度も「ステップ1」を継続することになりました。

資料9ページを御覧ください。

ステップアップ管理の具体的な内容が示されています。

「ステップ1」の考え方のうち、中ほどの「TACの配分」の行に記載のとおり、令和8管理年度において、実質的に国一括の管理であり、具体的な配分数量は設定されません。

ただし、都道府県に対し、今後具体的な管理を行うために参考

となる数量が提示されます。

なお、その下の「漁獲が積み上がった場合の対応」の行に記載のとおり、漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととしています。

資料7ページにお戻りください。

かたくちいわし太平洋系群の都道府県別漁獲可能量の当初配分は「10万7千トンの内数」と定められました。

この「10万7千トン」という数量は、国としての「かたくちいわし太平洋系群」の漁獲可能量です。

この数量を、農林水産大臣が大臣管理区分と知事管理区分の対象となる17道県に、数量の区別なく配分することから「10万7千トンの内数」との表現になっています。

今後、この数量の中から福島県に対し、参考となる数量が提示されます。

令和7管理年度については、令和2年から令和4年までの都道府県及び大臣管理区分の3か年の漁獲実績シェアが考慮され、参考となる数量は9トンでした。

なお、TAC報告の対象となるのは、36ミリメートル以上程度のかたくちいわしであり、いわゆる「カエリ」も対象になります。

資料5ページにお戻りください。

4の「策定の内容」を御覧ください。

農林水産大臣から配分された数量について、福島県資源管理方針の知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を表のとおり定めることといたします。

まあじにつきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を福島県まあじ漁業に配分いたします。

まいわし太平洋系群につきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分いたします。

かたくちいわし太平洋系群につきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「10万7千トンの内数」の全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分いたします。

なお、福島県まあじ漁業、福島県まいわし太平洋系群漁業及び福島県かたくちいわし太平洋系群漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事がそれぞれの特定水産資源について漁獲量の管

	<p>理を行う区分の名称です。</p> <p>以上を踏まえ、県報において告示する案を資料6ページに示しております。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量の配分(まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群)について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議 長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。</p>
議案第2号 ひらめ採捕制限に関する委員会指示について	
議 長	<p>議案第2号「ひらめ採捕制限に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。</p> <p>議案第2号「ひらめ採捕制限に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料は10ページからになりますが、はじめに資料11ページをお開きください。指示発動の背景と経緯を示しております。</p> <p>この委員会指示は、規制値以下のひらめの採捕、所持販売等を制限するもので、全長30cm未満を規制値として平成5年から発動されています。</p> <p>これまでの指示発動の経過、指示の概要、栽培漁業と資源管理の経過について記載しておりますので、詳細につきましては後ほど御覧ください。</p> <p>資料12ページをお開きください。</p> <p>福島県のヒラメの水揚げ状況を示しています。</p> <p>震災後は、平成28年に漁獲を再開して以降、令和5年まで</p>

	<p>年々増加していましたが、令和6年は減少し、令和6年の漁獲量は678トン、漁獲金額は6.8億円となりました。</p> <p>なお、令和5年の漁獲量846トンは統計のある昭和44年以降過去最高の数値でした。</p> <p>資料13ページをお開きください。</p> <p>水産研究・教育機構が公表しているヒラメ太平洋北部系群の資源評価より、漁獲量、漁獲サイズを抜粋して示しています。</p> <p>図1を御覧ください。</p> <p>県別漁獲量については、震災後、宮城県の漁獲量急増が目立ち、1,000トンを超えていましたが、2021年には579トンまで減少し、その後600トンから700トン前後で推移しています。宮城、福島両県でヒラメ太平洋系群の7割以上を漁獲しております。</p> <p>図2を御覧ください。</p> <p>2024年における各県のヒラメ漁獲物全長組成が示されています。福島県は全長50cm以上が多くを占めていますが、他の県では小型に偏っており、福島県と大きく異なる全長組成となっています。</p> <p>資料14ページを御覧ください。</p> <p>事務局より水産資源研究所に対し、福島県のヒラメの資源状況等について整理を依頼しました。ここで、その結果について説明いただきたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。</p>
議長	はい。それでは水産資源研究所より説明願います。
後藤所長	<p>はい、議長。</p> <p>水産資源研究所の後藤でございます。</p> <p>私からは、福島県で実施しております、これまでのヒラメの資源状況等に係る調査結果について御説明いたします。</p> <p>14ページをお開きください。</p> <p>「1.ヒラメの年齢と成長」についてです。</p> <p>左のグラフ「(1)年齢と成長」は、横軸が年齢、縦軸が全長、赤線がメス、青線がオスを示しています。</p> <p>ヒラメは雌雄で成長が異なります。メスの方が成長が早く、全長も大きくなります。また、雌雄ともに2歳前後で40cm以上に成長します。</p> <p>右のグラフ「(2)全長と体重」は、横軸が全長、縦軸が体重を示しています。</p> <p>全長と体重の関係をみると、全長30cmで体重が0.3kg程度ですが、全長40cmになると体重が0.7kgほどになります。この10cmの成長によって体重は2倍以上となります。</p> <p>このように、ヒラメは、短期間で大きく成長する魚であるということがお分かりになるかと思えます。</p> <p>次に、「2.ヒラメ体重と単価の関係」についてです。</p>

	<p>こちらの図は、小型個体を漁獲していた2010年6月と12月の状況を示しています。</p> <p>横軸が体重、縦軸が単価を示しています。</p> <p>単価は、同じ体重、サイズであれば12月の方が高い傾向にありました。また、体重と単価の関係をみると、6月、12月ともに体重2kgから3kgほどの単価が高く、それより小型になると単価は急激に下がり、また、それより大型になると単価は緩やかに下がるという傾向がみられました。</p> <p>このことから、小型個体を保護し、大型個体を中心に漁獲することにより、ヒラメ資源を持続的かつ経済的に利用できることが分かります。</p> <p>15ページを御覧ください。</p> <p>次に、「3. 福島県主要市場ヒラメ調査結果」についてです。</p> <p>こちらは、2020年から2024年に福島県内の市場に水揚げされたヒラメの大きさを測定した結果で、横軸が全長、縦軸が個体数を示しております。</p> <p>福島県では震災後、水揚げするヒラメの全長を漁業者が自主的に制限する取組が行われており、いわき地区で40cm以上、相双地区で50cm以上としております。</p> <p>調査結果によると、本県の市場には全長50cmよりも大きなヒラメが主体となって水揚げされておりました。</p> <p>このように、福島県では震災後、ヒラメの小型個体が保護され、大型個体中心の水揚げが行われております。</p> <p>次に、「4. ヒラメ資源量指標値の推移」についてです。</p> <p>こちらは、福島県沿岸における2003年から2024年のヒラメ資源量の推移を示した図です。</p> <p>底びき網は、9月から翌年6月を一漁期としていることから、これを横軸の漁期年として、縦軸をC P U E、底びき網の1時間曳網あたりヒラメ漁獲量として示しています。</p> <p>また、この期間、C P U Eの最大値から最小値の間を3等分して、高位・中位・低位の資源水準に区分しています。</p> <p>これによりますと、震災以前の2003年から2009年漁期のC P U Eは低位にありましたが、震災後、漁獲が再開された2016年漁期のC P U Eは高位を示し、その後も中位から高位の間で推移しています。</p> <p>これは、震災後に実施している小型個体の保護等の取組が、ヒラメ資源に対して有効に機能し、高い資源状態が維持されている結果と考えられます。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
議 長	ただ今の水産資源研究所の説明に対して、御質疑等ございませんか。
議 長	よろしいでしょうか。

	<p>15ページの3の福島県主要市場ヒラメ調査結果の表で、いわき地区では40cm以上という自主規制がありますが、40cm未満のヒラメはどのような理由で水揚げされているのでしょうか。</p>
後藤所長	<p>はい、議長。 資源研の後藤です。 ただいまの議長の質問につきましては、現場で市場調査をしている水産海洋研究センターの研究員に確認しました。 特にいわき地区では、ヒラメの水揚げが少ない時期は、40cm未満のヒラメもいったん水揚げしてしまいます。 その後、漁協職員が計量時に40cm未満の個体を扱わないようにしているため、40cm未満のヒラメは市場には流通していません。 海洋研の研究員は、40cm未満のヒラメを水揚げした段階で市場調査をしているため、グラフの数字には40cm未満のヒラメも含まれています。</p>
議長	<p>40cm未満のヒラメは、市場には流通していないということですね。</p>
後藤所長	<p>そのとおりです。</p>
議長	<p>分かりました。</p>
議長	<p>そのほか御質疑等ございませんか。</p>
永瀬委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>はい、永瀬委員。</p>
永瀬委員	<p>これは組合の市場ということでよろしいでしょうか。 いわき市中央卸売市場に水揚げしている人もいますが、それも含まれているのでしょうか。</p>
後藤所長	<p>はい、議長。 いわき市漁協と相馬双葉漁協の各主要市場であり、いわき市中央卸売市場は含まれていません。</p>
永瀬委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>そのほか御質疑等ございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、事務局から説明を続けてください。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>事務局から説明を続けます。 ただいま資源研の後藤所長から説明がありましたとおり、現在、ヒラメの漁獲にあたっては、御承知のとおり相双で全長50cm、いわきで全長40cmの自主規制が行われております。 昨年の本委員会において、ヒラメの採捕制限全長を40cmに引き上げすることについて、特にいわきの漁業者の意見集約が必要との意見が出され、継続協議となっております。 これに関して、海区事務局が令和7年9月19日に、いわき市</p>

	<p>漁協の理事会に先立って各理事から意見を集約した結果、特に反対の意見は出されませんでした。</p> <p>制限全長の引き上げにあたっては、まずは目的の整理、漁業者の意向の確認を経た後、様々な手順を経て進めていく必要があります。</p> <p>事務局としては、漁業者の意見を踏まえながら引き続き手順に従い進めてまいる考えです。</p> <p>従いまして、本日御審議いただくのは、従前どおり30cm規制についての内容でございます。</p> <p>また、ヒラメについては、現在、国においてTACの導入が計画されており、今後、関係者からの意見を聴き、具体的な管理の方針を示すこととされております。</p> <p>今後の国の動向を踏まえ、知事部局とも連携しながら進めてまいります。委員の皆様には、引き続き御協力をお願いいたします。</p> <p>資料10ページをお開きください。</p> <p>委員会指示の案について御説明いたします。</p> <p>指示の内容ですが、ただいま説明したとおり、現在有効な指示と同様、全長30センチメートル未満とし、令和8年1月1日からも継続して指示する内容を原案としています。</p> <p>以上で、議案第2号「ひらめ採捕制限に関する委員会指示について」の説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
平委員	よろしいでしょうか。
議長	はい、平委員。
平委員	昨年の委員会で継続審議ということになりましたが、底びき業者と話はしたのでしょうか。
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>昨年の委員会で「相双地区の意見はまとまっているが、いわき地区はどうか」、「いわき地区の底びき業者の意見がまとまってないのではないか」という話がありました。</p> <p>事務局として、いわき市漁協の理事会の前に時間をいただき、理事に説明をしてみました。その結果、底びき業者の理事も含めて、特に反対の意見は出されませんでした。</p> <p>少なくともいわき市漁協の中では大きな問題という捉え方ではなく、今後の進め方を見守っていきたいということでした。</p>
平委員	<p>拡大操業へと進んでいる中、30cmから若干上げるにしても、昨年の委員会でも遊漁者とトラブルがあったというような話が出たので、今後どのように話を進めていくかを真剣に協議してもらわないと、後から騒ぎになるのは目に見えています。</p> <p>刺し網業者は、制限未満の魚を漁獲しても放流できるからいいですが、底びき業者は前回30cmを決める時にも「混獲で入っ</p>

	<p>て販売出来ないとは何だ」、「こんなの聞いてられない」と反対していました。</p> <p>原釜でも当時、佐藤康德さんが委員長でしたが、いろいろと揉め、大変苦勞して底びき業者に何とか30cmで収めてほしいということで話をつけた経緯があります。</p> <p>今のよう、自主規制の中で30cmから40cmに上げるといならそれでいいと思いますが、固定観念のように40cmと決めて、後で騒ぎにならないようにしないといけないと思います。後からサイズを下げられるならいいですが。</p> <p>現時点では、カレイ類は獲れずヒラメに頼っている状態なので、何とか底びき業者と話をさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>平委員の話は、震災前の底びき業者との関係の話で、当時はサイズアップについて考えていませんでした。放流した翌年は、底びき船も小型船も30cmのヒラメが主流でした。</p> <p>震災後はヒラメが大型化していて、今の時期では沖でもヒラメが入るようになり、現在30cm未満はあまりいないという情報が入ってきています。</p> <p>継続審議にしてもらいましたが、40cmに向けて、いわき地区の漁業者の反対意見はなかったということでよろしいでしょうか。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>組合として正式に御回答いただいたものではありません。</p> <p>現在自主規制を行っているため、40cmに反対する理事はいませんでした。</p>
議長	<p>分かりました。</p> <p>今後どのような手順で進めていくのでしょうか。</p> <p>いつまでに誰がやるのか明確な説明をしていただきたいです。</p> <p>平委員の話のとおり、相双地区の小型船でカレイは全然水揚げされておらず、小型船の主力はヒラメになっています。</p> <p>ヒラメが掛からなければ、漁業を続けていくことができないという位のウエイトを置いています。</p> <p>相双地区では若手漁業者が増えており、持続可能な漁業を続けていけるよう、資源保護に向けての基礎作りを行っていく必要があると思います。</p> <p>反対の意見があることは覚悟していますが、将来を見据えて考えていただきたいです。現在、若手が本気になって漁業に従事する状況になってきています。</p>
永瀬委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>はい、永瀬委員。</p>
永瀬委員	<p>いわき地区は沖底業者は多分大丈夫だと思いますが、小底業者が問題で、小底業者が大丈夫ならすんなりいくと思います。</p> <p>ですから、底びき部会などの際に福島県から説明して意見を聴</p>

	<p>いた方が早いです。</p> <p>底びきでは、灘側を曳いて40cm未満の魚が混獲されても死んでしまう可能性があるわけです。それを捨ててもいいですが、死んでいてそれを使えないのかということになってくるわけです。</p> <p>ですから、いわきではまず底びき業者と福島県とで話をして、40cmで決まったならば、他の刺し網業者や釣りの業者も40cmで同意すると思います。</p>
議長	30cmというと放流した翌年の魚ですよ。
永瀬委員	昔は小さいヒラメを唐揚げなどに使っていた人がいました。
議長	<p>現在は小さいものは安くなっています。獲ってなんぼの世界ではなく、がんばる漁業とは逆行しています。</p> <p>がんばる漁業があるから漁獲しないといけないという考えは捨ててほしいです。がんばる漁業と資源管理は別ですから。</p>
永瀬委員	刺し網業者はいいですが、底びき業者は30cmのヒラメ以外何も網に入らなくて、それでも数量をあげなければならないとなったら、そういうことも考えてしまいます。
議長	がんばる漁業と資源管理は別と考えて進めていただきたいです。いつまで経っても資源管理ができません。
永瀬委員	前まで持ってこなかったアカエイまで持ってきて数量にしています。そういう風になってくるんです。数量目標も善し悪しです。
議長	未利用魚の使用は、がんばる漁業の事業に入っているからとがめる問題ではありません。
永瀬委員	でも、次の日持ってこなくていいと言われていました。
議長	この話はがんばる漁業の問題で、海区とは別問題です。
永瀬委員	ですから、いわき地区の底びき業者の集まりの際、福島県が説明すればいいと思います。
議長	今後の進め方はどのようになるのでしょうか。
平田課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>40cmの規制について、自主規制として継続していただいておりますが、漁業者間でも意向が強いということは承知した上で、事務局で意見を聞いているところです。</p> <p>平委員からも似たようなお話がありましたが、委員会指示として法的な規制をかけるには、相応の場で資源の状況、規制による効果、遵守体制を協議して決定していく必要があると思います。</p> <p>以前はヒラメ栽培事業推進委員会を設置して、その中で具体的に動きながら合意形成を図っていった経過があります。</p> <p>ヒラメ栽培事業推進委員会は、震災後開かれている状況ではありません。</p>

	<p>今後、海区事務局及び知事部局でも進め方、説明する場、説明の内容を漁業者の皆様と情報交換しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>今後この話を議論するにあたって、留意していただきたい点があります。</p> <p>自主規制から法的な規制をかけるということで、公の規制となりますので、決して他者を排除する規制とならないように留意していただきたいです。将来の資源のための議論を深めていただきたいと思っております。</p> <p>毎年諮問答申は継続になりますが、規制を強化した以上、相当の期間この措置を継続することを念頭において進めていただきたいです。</p> <p>資源の状況が変わった、獲れなくなってきたなどの理由で、毎年変更することは法的な規制としてはふさわしくないため、そのような点を念頭において議論を深めていただきたいです。</p> <p>以前のような組織作りができていない部分がありますので、どのような場での合意形成が最善か模索しながらになりますが、皆様と協議しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>分かりました。</p> <p>第2号議案について、令和8年1月1日から令和8年12月31日までになっていますが、令和8年12月31日まで結論を出すということでしょうか。</p>
平田課長	<p>それについても、協議しながら決めていくことになります。</p>
議 長	<p>私は、他者を排除するという思いはさらさらありません。</p> <p>ヒラメは、現在漁業者のウエイトを大きく占めている魚種のため、資源の継続性という観点から提案しています。</p> <p>漁業者以外も従っていただかないと、漁業者の努力が実りません。</p> <p>令和8年12月31日までを目安としてやっていただけるとはですね。</p>
平田課長	<p>皆様と協議することになりますので、工程についても相談しながら進めていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>漁業者が了解すれば、遊漁者などに対して公示する必要がありますよね。</p>
平田課長	<p>パブリックコメントになるのか、そのあたりも含めて協議する必要があります。</p>
議 長	<p>ここまでやらないと委員会指示は変更できませんよね。</p>
平田課長	<p>はい。変更できないので、そのあたりも含めて漁業者の合意形成をどのような場で行っていくのか、皆様と相談しながら進めたいと思っております。</p>

議 長	早急をお願いいたします。
議 長	そのほか御質疑等ございませんか。
平委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、平委員。
平委員	どのような形で進むのか分からないため、1年以内に決められるかは分からないですよね。
議 長	ある程度の目安期間を提示して欲しくてこの話をしました。まとまる話もまとまらなくなります。計画がなければ次に進まないため、来年1年間をかけてやってほしいと提案しました。
平委員	なるべく皆で相談しながら進めていただきたいと思います。
議 長	福島県から説明があったとおり、震災後ヒラメ栽培事業推進委員会はなく、漁業者たちが大勢集まって話をする場がありません。
平委員	30cmの規制をかけた時も決定するまで1年で収まらず、5年かかっています。
議 長	宮城県のひらめ規制は、30cmから35cmに上がりましたよね。
事務局（佐藤次長）	宮城県南部は、自主規制で35cmになっています。
議 長	そうなんですね。
今泉委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、今泉委員。
今泉委員	今ならばいわき地区の底びき業者でも、50cmは厳しいかもしれませんが、40cmであればスムーズに話が進むと思います。 勿来でも40cmに反対する人はいないと思います。
平委員	こういう雰囲気があればいいですね。
永瀬委員	いわき地区か相双地区のどちらかが40cmにすると決まれば、スムーズに進むと思います。
議 長	現在いわき地区は40cm、相双地区は50cmという自主規制があります。 いわき地区の40cmに合わせた方がいいと思います。 委員会指示を40cmにしても、相双地区は引き続き50cmの自主規制を行おうと思っております。 福島県がいわき地区の意見をまとめて全体会議を行えば、簡単に進むと思います。
平田課長	意見は意見として、公の規制になるため経過を残していく必要があります。 ただ40cmに規制するというだけでなく、前回の場合だと遵守体制、監視体制まで決めて委員会指示になっています。 具体的な作業についても皆様に相談させていただきます。

議 長	今後、海区でどのように進めていくかの話をして意見はまとまりますか。 漁業者の意見をまとめたら、次は遊漁者などの意見を聞かないと進まないですよ。
平田課長	福島県が一斉に行うに当たって、地域毎にばらばらに行うというわけにはいきません。 今回は監視員を付けましたが、具体的な作業の話を皆様と一緒に決めた上で最終的に委員会指示にしなければなりません。
議 長	経過が必要なんですよ。
平田課長	経過についても相談しながら進めていきたいと思います。
吉田委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、吉田委員。
吉田委員	相馬もいわきも各部会があるので、1年間かけて部会に説明して、部会から回答をもらった方が正当だと思います。
議 長	漁業者の意見をまとめないと次のステップには進みません。
吉田委員	漁業者の意見をまとめれば、遊漁者も準じると思います。 相馬もいわきも各部会に説明すれば問題なく進むと思います。
議 長	漁業者の意見は来年の3月までにはまとまると思います。
吉田委員	そういう方針で行えば問題なく進むと思います。
議 長	この話について、1年かけてやっていただけないかという要望をしました。
吉田委員	まず各部会に説明していけばいいと思います。
議 長	よろしく願いいたします。
議 長	そのほか御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第2号、ひらめ採捕制限に関する委員会指示について、承認することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。
議案第3号 すくい網漁業に関する委員会指示について	
議 長	議案第3号「すくい網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。

事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。 事務局の佐藤です。 議案第3号「すくい網漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。 資料は16ページからになりますが、はじめに資料17ページをお開きください。 この指示は、すくい網漁業によるオキアミやイカナゴの操業を制限するもので、昭和54年に初めて発動されております。 指示発動の経過ですが、昭和52年、昭和53年の春に本県沖にオキアミ漁場が形成され、この対応が小委員会で検討されました。 その結果、昭和53年に「おきあみひき網漁業」については知事許可漁業に、魚種を特定しない「すくい網漁業」については委員会承認漁業となった経緯があります。 指示発動の理由は、自由漁業のままでは漁業秩序が維持できないことに加え、仙台湾入会協議の進捗への期待もありました。 指示内容の推移ですが、対象船舶に関しては、平成6年に15トン未満に、操業期間については、平成2年にイカナゴが「3月1日から3月31日まで」に、オキアミが「3月1日から5月31日まで」に変更し、以降は同じ内容でございます。 操業海域についても表の右側にあるとおり推移がありました。 宮城県船の承認状況は、26隻の承認枠を設け、平成10年以降9隻を承認しておりましたが、平成24年以降は承認実績がありません。 指示の継続理由について「すくい網漁業」は宮城県、岩手県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由がないことから、引き続き委員会指示の発動が必要であると考えております。 承認枠案については、従来同様、県内船には枠を設けず、県外船には宮城県船に26隻としております。 資料16ページを御覧ください。 指示の内容について概要を御説明します。 操業の承認ですが、おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければなりません。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたもすくい網漁業のためだけに使用する船舶はこの限りではありません。 対象漁船は総トン数15トン未満です。 操業期間は、おきあみは令和8年3月1日から同年5月31日まで、いかなごは、令和8年3月1日から3月31日までです。 制限又は条件のうち、操業禁止区域は、おきあみは小型機船底びき網禁止線より西側の海域、いかなごは小型機船底びき網禁止</p>
-----------	---

	<p>線よりも西側を禁止し、さらに県外船は新田川河口よりも南の海域、県内船は富岡川河口よりも南の海域を操業禁止としております。</p> <p>指示の有効期間は、令和8年3月1日から1年間です。</p> <p>以上で、議案第3号「すくい網漁業に関する委員会指示について」の説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第3号、すくい網漁業に関する委員会指示について、承認することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議 長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。</p>
議案第4号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について	
議 長	<p>議案第4号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。</p> <p>議案第4号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料は18ページからになりますが、はじめに資料19ページをお開きください。</p> <p>この指示は、イカナゴの稚魚であるコウナゴが光に集まる性質を利用して、夜間、集魚灯を用いて水面近くに集め、棒受け網ですくって漁獲する漁業について制限するもので「すくい網漁業」と同様に昭和54年に初めて発動されました。</p> <p>指示発動までの経過については、昭和53年に岩手県から、いかつり船の操業不振対策として本県海域での試験操業の申し入れがありました。</p> <p>委員会では、この申し入れを了承しましたが、岩手県船の協定違反が発生したことから、翌年からは承認漁業として取り扱うことが委員会で決定されました。</p> <p>指示発動の理由については、本漁業は岩手・宮城両県では、知</p>

	<p>事許可の重要な漁業であることから、本県においても海区承認漁業にすることで、仙台湾の漁業秩序の維持や相互入会に向けた調整が進むことを期待するものです。</p> <p>指示内容等の推移について、対象船舶は平成6年以降、県内及び県外船とも15トン未満に統一し、操業期間は平成2年以降、4月1日から4月30日までに短縮し、操業海域は昭和62年以降、県内船が夏井川以北、県外船が夏井川以北でかつ小型機船底びき網禁止線以深に制限しております。</p> <p>承認枠については、岩手県に昭和54年当時18隻を設けておりましたが、承認実績隻数の減少とともに削減を行い、平成4年以降は2隻となっております。</p> <p>承認実績は平成14年以降、皆無となっております。なお、県内船については、過去に操業したこともあったようですが定着せず、承認実績はありません。</p> <p>指示継続の理由ですが、本漁業は岩手県、宮城県ではイカナゴを対象とした知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はないことから、引き続き委員会指示の発動が必要であると考えております。</p> <p>承認枠については、従来同様県内船については枠を設けず、県外船については、岩手県の2隻としております。</p> <p>資料18ページを御覧ください。</p> <p>指示の内容について概要を御説明します。</p> <p>操業の承認ですが、こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければなりません。</p> <p>対象漁船は、総トン数15トン未満です。</p> <p>操業期間は、令和8年4月1日から同月30日までです。</p> <p>制限又は条件のうち操業禁止区域は、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域、県外船舶にあつては夏井川以南に加え、小型機船底びき網禁止線より西側の海域を禁止区域とします。</p> <p>指示の有効期間は、令和8年3月1日から1年間です。</p> <p>以上で、議案第4号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」の説明を終わります。御審議をよろしく願います。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>県外船を0隻にすることはできないのでしょうか。</p> <p>他県から要望があれば翌年から変更できるのでしょうか。</p> <p>なぜなら、相双地区にはこうなごがないので操業を自粛しています。岩手県からは来ないと思いますが、宮城県船の1隻は松島湾の近くで毎年2、3日操業しています。</p>

	この委員会指示には宮城県船の枠はないからいいですが、資源回復するまで漁業者は我慢しています。岩手県船が福島県沖に来ることはないからそのままでいいのでしょうか。
事務局(佐藤次長)	宮城県船の枠はなく、岩手県船の枠はありますが操業実績はありません。
議長	入会の問題で可能性が出てくるのでしょうか。
鈴木会長代理	このままの方がいいのではないのでしょうか。
議長	分かりました。
議長	そのほか御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第4号、こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について、承認することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

(2) 報告

報告事項ア	全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
議長	続きまして、議題(2)報告事項に移ります。 報告事項ア「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」を事務局から報告願います。
事務局(佐藤次長)	はい、議長。 事務局の佐藤です。 報告事項ア「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」を御説明いたします。 資料20ページをお開きください。 本会議は毎年持ち回りで開催され、今年度は10月20日に三重県津市で開催されました。 本委員会からは、今野会長と平田事務局長が出席しました。 内容は、議事として令和8年度総会に向けた要望事項、次年度開催海区、その他の3議題のほか、水産庁による講演がありました。 資料23ページをお開きください。

	<p>会議結果の概要をまとめたものになります。</p> <p>最初に、全漁調連事務局から令和8年度要望活動結果及び国からの回答についての報告がありました。</p> <p>次に第1号議案では、ブロックから提出する令和8年度要望事項について、提案海区から説明の上協議し、本県から提案した遊漁に関する要望を含めすべての提案が原案どおりに承認されました。</p> <p>ここで、資料24ページをお開きください。</p> <p>本県からの提案内容を掲載しております。</p> <p>本県からの提案内容につきましては、8月に各委員に要望照会した結果、特に要望がなかったことから、事務局において会長と相談の上、遊漁船の問題について引き続き課題があることから、継続課題として要望したものでございます。</p> <p>資料23ページにお戻りください。</p> <p>ページ中ほどに、ブロック内で提案された新規要望事項について記載しました。</p> <p>新規は3課題あり、静岡海区から「海区委員の資質向上を図るための研修等の機会の設定」、東京海区から「VMS航跡情報を国だけでなく都道府県取締担当も確認し、国と連携した取締を行えるような体制を構築すること」、神奈川海区から「マサバ太平洋系群に関する資源管理について、1年で資源評価結果が大きく変わってしまったことに対する説明を行うこと」、「急激かつ大幅に漁獲量が増え、漁業者を混乱させるようなことがないように十分配慮を行うこと」などの要望が出されました。</p> <p>第2号議案では、次年度の東日本ブロック会議開催海区について、輪番により、北海道連合海区の担当で北海道で開催することが決定されました。</p> <p>議事終了後、水産庁資源管理部管理調整課の土方課長補佐より「海区漁業調整委員会の権限と役割」と題した講演がありました。</p> <p>以上で報告事項ア「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」の説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項イ 太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について	
議 長	次に、報告事項イ「太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について」を事務局から報告願います。

事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。 事務局の佐藤です。 報告事項イ「太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について」を御説明いたします。 資料25ページをお開きください。 太平洋広域漁業調整委員会は令和7年11月4日に開催され、本委員会からは互選委員である鈴木会長代理と事務局から酒井副主査が出席しました。 13時から太平洋北部会が開催され、15時から太平洋広域漁業調整委員会が開催されました。 初めに、太平洋北部会について御説明いたします。 主な議題は、広域魚種の資源管理についてで、沖合性カレイ類の資源状況や資源管理の取組の説明がありました。 添付資料は、重要な部分を抜粋しています。 資料27ページをお開きください。 サメガレイは、漁獲量及び資源量指標値は前年より増加したものの、低い水準でほぼ横ばい傾向となっています。 資料28ページをお開きください。 ヤナギムシガレイは、幅広い年齢で構成され、親魚量は高い水準を維持しています。 資料29ページを御覧ください。 キチジは、資源水準が中位、資源動向は減少となりました。 資料30ページをお開きください。 キアンコウは、資源水準は高位ですが、資源動向は減少となりました。 資料31ページを御覧ください。 沖合性カレイ類の保護区の位置図となっています。福島県沖には、ヤナギムシガレイ、キアンコウの保護区が設定されています。 次に、引き続き開催されました太平洋広域漁業調整委員会について御説明いたします。 資料32ページをお開きください。 主な議題は「委員改選に伴う対応」、「太平洋くろまぐろの遊漁に関する管理について」、「太平洋くろまぐろの遊漁の届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について」、「沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について」、「広域魚種の資源管理について」、その他として「TAC魚種拡大に向けた検討状況等」について、水産庁より説明がありました。 資料34ページをお開きください。下の図を御覧ください。 令和7年度4月から10月のくろまぐろ遊漁の管理についてです。 令和7年度は、毎月5トンで管理を行うこととしていたしましたが、6月及び7月について予想以上に採捕数量が積み上がったこ</p>
-----------	---

とから、8月の「くろまぐろ遊漁専門部会」において、9月から3月までは各月3トンを探捕上限とすることとされました。

資料35ページを御覧ください。上の図を御覧ください。

今後、年間の総探捕数量60トンを超えた場合は、翌年の総探捕数量から0.1トン単位で差し引くこととされ、未利用分が発生した場合は漁業と同様、当初の総探捕数量の10%を上限に翌管理年度に0.1トン単位で繰越すこととされました。

資料36ページをお開きください。

太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示第51号の案の概要になります。

遊漁者の実態を把握する目的で、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間にくろまぐろ(大型魚)を探捕しようとする場合、期間内に水産庁に届出を行うこととされ、遊漁者は1営業日前までに、遊漁船業者及び自ら船舶を運行するものは、令和8年4月1日から令和8年3月20日までに届け出ることとされました。

資料37ページを御覧ください。

太平洋くろまぐろ遊漁に係る探捕に関する委員会指示第49号の一部改正案の概要になります。

探捕を報告する際の報告事項に「届出番号」が新設されることとなりました。これは、前述の第51号指示で届出の結果、付番されるものとなります。

これらの委員会指示については、審議の結果、異議なく合意され、原案どおり指示第51号が発出され、指示第49号が一部改正されました。

資料38ページをお開きください。

沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について、概要及び一斉更新後の承認数(令和7年4月時点)について説明がありました。

本県につきましては、444件が承認されております。

資料39ページを御覧ください。

複数都道府県をまたがる海域を回遊する資源の管理の取組状況について説明がありました。

同日の太平洋北部会で「2 太平洋北部沖合性カレイ類」の状況が共有された旨と、太平洋南部会で「4 太平洋南部キンメダイ」、「5 伊勢湾・三河湾小型機船底曳網対象種(トラフグ、マアナゴ、シャコ)」の状況が共有された旨が報告されました。

資料40ページをお開きください。

水産資源ごとの検討状況が共有されました。前回からの更新は黄色セルになっております。

表の下から7行目のヒラメ太平洋北部系群は、令和5年4月の資源管理手法検討部会以降、動きはありません。

以上が会議の概要となります。

	<p>以上で、報告事項イ「太平洋広域漁業調整委員会太平洋北部会及び太平洋広域漁業調整委員会の結果について」の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。</p>
<p>6 閉会</p>	
議 長	<p>これで予定された議題について、すべて終了いたしました。これをもちまして、第23期第3回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>

令和7年12月2日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長： 今野 智光



議事録署名人： 久田 要一



議事録署名人： 森田 政利



Handwritten text in Chinese characters, possibly a list or notes, including the characters "田" (field) and "日" (day).

